

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例申請公告

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称：峯苔公民館
区域：南九州市知覧町西元 1398 番地 1 から同 1877 番地 1 まで
主たる事務所の所在地：南九州市知覧町西元 1122 番地 5

2 不動産に関する事項

(1) 土地 1

No.	地目	面積	所在地
1	山林	22, 292 m ²	南九州市知覧町西元 601
2	宅地	1, 362 m ²	南九州市知覧町西元 1122-5
3	山林	1, 906 m ²	南九州市知覧町西元 1122-1
4	山林	42 m ²	南九州市知覧町西元 1122-11

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

No.	所有権登記名義人の氏名	所在地
1	峯苔 覚左エ門	南九州市知覧町西元 11 番戸
	峯苔 次郎	南九州市知覧町西元 8 番戸
2	峯苔 次郎	南九州市知覧町西元 8 番戸
	峯苔 覚兵衛	不明
3	峯苔 次郎	南九州市知覧町西元 8 番戸
	峯苔 覚兵衛	不明
4	峯苔 次郎	南九州市知覧町西元 8 番戸
	峯苔 覚兵衛	不明

3 公告期間：令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

4 異議を述べる方法

南九州市長に対し、地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 3 項に規定する申告書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申請書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。